

条例案検討分科会

報告

神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)
のあり方について

検 討 の 趣 旨

条例案検討分科会では、神奈川における地球温暖化対策の強化と、その実効性を担保する制度やルールを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」の検討を進めてきた。

この間、本年1月21日から2月20日の1か月間、神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会としての県民意見募集を実施するとともに、2月12日には県民集会を開催し、多くの皆様のご意見を伺うことができた。これらのご意見も参考に、分科会のメンバーを中心に議論を重ねてまとめたのが、本報告書である。

地球温暖化は、より便利で快適な暮らしや経済的合理性を求め続けてきた人類の活動全般がもたらした問題である。この問題に取り組むには、社会の全ての構成員がこの事実を知り、問題への関心を高めるとともに、地球市民として主体的に行動し、経済社会のシステムはもとより生活様式を変換していかなければならない。

本分科会では、こうした基本認識と神奈川の地域特性を踏まえた、実効性のある施策やルールについて検討を進めてきた。その結果、次のような視点を柱とした条例案のとりまとめを行ったところである。

- ・ 地球温暖化問題はあらゆる分野に関わる課題であり、社会の全ての構成員が取組主体にならなければならない課題であるため、条例の対象もできるだけ広い分野をカバーするとともに、全ての主体の積極的な取組みを促すこと。
- ・ 地球温暖化対策は計画等に掲げられるだけでは実効性の発揮が必ずしも伴わないことから、重要な対策に関しては、その実施のための政策手段を導入すること。
- ・ 本県の二酸化炭素排出量の44%を占める産業部門及び、基準年比で大きな伸びを示している業務部門に対する対策に特に主眼を置くこと。
- ・ 神奈川の有する優れた人材や、高い技術力を活かした環境配慮技術の開発や普及による温暖化問題への貢献を目指すこと。
- ・ 家庭部門については、意識改革から行動変革へつなげるための様々な施策による誘導を基本とし、この根拠となる、県民生活・消費生活に関わる県民や事業者の努力規定を置くこと。

今後、県ではこの報告書を踏まえ、県としての条例制定作業を進めることになるが、地球温暖化問題は、全ての主体が自らの問題としてとらえ、積極的に取り組むことが極めて重要である。

県民意見募集をはじめ、各ステークホルダーとの意見交換など、それぞれの主体が積極的に関わっていけるようなプロセスについて工夫することにより、実効性のある条例となることを期待する。

1 目的

県、県民、事業者などすべての主体の自覚と行動を促し、省エネルギー化や新エネルギー等の導入などを進め、エネルギー多消費型の社会を地球環境に対する負荷が小さいものに転換することによって、温暖化対策が進んだ神奈川を実現し、良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくことを目的とする。

2 県の地球温暖化対策の基本的施策と率先実行の取組

(1) 県全体の温暖化対策計画の策定

県は、省エネルギー化・新エネルギー等の導入など、温暖化対策が進んだ神奈川の実現を目的とする、中長期的な計画を策定し、公表するものとする。

(2) 県の事業実施や計画策定時の温暖化対策の視点からの配慮

県は、公共工事や、都市づくり・産業政策に関する計画など、県の事業や計画に、温暖化対策の視点を盛り込むこととする。

(3) 事業者としての県の行動計画の策定

県は、一事業者として、県自らの事業活動に関して、温室効果ガスを削減するために率先的な行動計画を策定し、公表するものとする。

(4) 県の建築物等での環境配慮

県は、県の建築物及び公用車等について、省エネルギー化や新エネルギー等の率先的な導入に努めるものとする。

また、県の建築物の環境性能に関する評価・公表を行うものとする。

3 事業活動に関する温暖化対策

(1) 地域社会において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等による温暖化対策に関する計画書の提出

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

解説

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」とは、次のような事業者が考えられる。

- ① 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者^{*}
- ※ フランチャイズチェーンなど、店舗のエネルギー使用量の合計が一定規模以上になる事業者を含む。
- ② 一定規模以上の従業員がいる事業者
- ③ 一定台数以上の自動車を使用する事業者

「排出量の報告や排出を削減するための計画」の内容としては、次のようなことが考えられる。

- ① 温暖化対策についての基本方針
- ② 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を削減するための対策
- ③ 事業活動による温室効果ガスの排出量の削減目標及び排出量実績（エネルギー使用量）
- ④ 地域の温暖化対策に貢献する取組の内容（中小企業への支援や環境教育、森林保全など）

(2) 中小規模の事業者による温暖化対策に関する計画書の提出

(1)の規模に満たない事業者は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を作成し、知事に提出することができる。また知事はその内容を公表するものとする。知事は前項の規定により計画書を提出した事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

(3) 県による指導や助言の実施

知事は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を提出する事業者に対して、指導や助言を実施することができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

(4) 勧告及び勧告の公表

知事は、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」の提出を行うべき者が正当な理由なく提出しない場合、または「排出量の報告や排出を削減するための計画書」を提出した者が虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

4 建築物及び都市づくりに関する温暖化対策

(1) 建築物に関する温暖化対策

ア 大規模な建築物の環境配慮に関する計画書の提出

一定規模以上の建築物を新築したり改築する建築主は、「建築物の環境配慮に関する計画書」を作成し、知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

イ 大規模な建築物の環境性能の表示等

アの対象となる建築物の建築主、販売者または貸し主（以下「建築主等」という。）は、その建築物を販売または賃貸する際、広告などにその建築物の環境性能を表示しなければならない。また、建築主等は、購入者または借り主に対して、その建築物の環境性能について説明しなければならない。

ウ 中小規模の建築物の環境配慮に関する計画書の提出

アの規模に満たない建築物を新築したり改築する建築主も、「建築物の環境配慮に関する計画書」を作成し、知事に提出することができる。また、知事はその内容を公表するものとする。

エ 中小規模の建築物の環境性能の表示

ウで「建築物の環境配慮に関する計画書」を提出した建築物の建築主等は、その建築物を販売または賃貸する際、広告などにその建築物の環境性能を表示することができる。

オ 県による指導や助言の実施

知事は、「建築物の環境配慮に関する計画書」を提出する者に対して、指導や助言を実施することができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

カ 勧告及び勧告の公表

知事は、「建築物の環境配慮に関する計画書」の提出を行うべき者が正当な理由なく提出しない場合、または「建築物の環境配慮に関する計画書」を提出した者が虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

(2) 都市づくりに関する温暖化対策

ア 大規模な開発での温室効果ガスの排出抑制等に関する計画書の提出

大規模な開発を行う事業者は、「開発後に排出される可能性のある温室効果ガスの排出抑制等に関する計画書」（以下「開発行為排出抑制計画書」という。）を知事に提出しなければならない。また、知事はその内容を公表するものとする。

イ 県による指導や助言の実施

知事は、「開発行為排出抑制計画書」を提出する事業者に対して、指導や助言を実施することができる。また、必要な資料の提出を求めることができる。

ウ 勧告及び勧告の公表

知事は、「開発行為排出抑制計画書」の提出を行うべき者が正当な理由なく提出しない場合、または虚偽の内容を提出した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

5 新エネルギー等の活用

(1) 新エネルギー等の優先的利用の推進

事業者及び県民は、事業活動や日常生活等に際して、太陽光発電など新エネルギー等の優先的な利用に努めなければならない。

一定規模以上の建築物の新築や開発行為を行う者は、新エネルギー等の導入について検討し、その結果を知事に報告しなければならない。

知事は、報告を行うべき者が、正当な理由なく報告をせず、または虚偽の内容を報告した場合には、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときには、氏名等を公表することができる。

(2) 新エネルギー等の利用に対する支援

県は、市町村や事業者、NPO等と協力して、新エネルギー等の住宅や事業所等への導入やグリーン電力証書の活用等を推進するものとする。

解説

新エネルギー「等」とは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に定める新エネルギーの定義の他、未利用エネルギー（工場等の排熱の利用と温度差熱利用）、電気自動車及び燃料電池を含む。

6 森林の整備と保全

(1) 森林の整備等の推進

事業者、県民、NPO等は、協力して、森林の適切な保全・整備を行うとともに、間伐材などの森林資源の利用に努めなければならない。

7 交通・自動車に関する温暖化対策

(1) マイカーの利用から公共交通機関の利用への転換

- 県民は、マイカーの利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用に努めなければならない。
- 県は、市町村等と協力して、自転車を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 商業施設や大規模イベントなど、多くの来客が見込まれる施設・イベントの管理者や主催者は、マイカーでの来場を減らすための配慮をしなければならない。

(2) エコドライブの推進

- 県民は、温室効果ガスの排出が少ない自動車の購入や利用に努めなければならない。
- 自動車を運転する者は、アイドリングストップなど、温室効果ガスの排出が少ない運転（エコドライブ）や、自動車の適正な整備に努めなければならない。
- 事業者は、従業員に対するエコドライブの啓発や、温室効果ガスの排出が少ない自動車の使用に努めなければならない。
- 自動車を製造する事業者は、エコドライブを促す機能（デジタルタコグラフやアイドリングストップ機能）の搭載に努めなければならない。

(3) 環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ整備等

- 県及び事業者等は、電気自動車など、温室効果ガスの排出が少ない交通の普及に努めなければならない。
- 駐車場の管理者は、電気自動車など、温室効果ガスの排出が少ない自動車に必要な、充電設備などのインフラを整備するよう努めなければならない。

8 県民生活及び消費行動に関する温暖化対策

(1) 商品やサービスに関する環境配慮の実施

- 商品を製造する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品の開発に努めなければならない。
- 商品やサービスを販売する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品・サービスの販売と、排出量に関する情報の提供に努めなければならない。
- 商品やサービスを販売する事業者は、営業時間の短縮やレジ袋の削減など、より環境負荷の小さい方法での販売や配送に努めなければならない。
- 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品やサービスの購入に努めなければならない。

(2) 高効率照明の利用の推進

- 白熱電球を利用している者は、別に定める期間までに、電球形蛍光灯やLED等、エネルギー消費のより少ない照明に転換しなければならない。ただし、代替機器が設置できないなど、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(3) ライフスタイルの転換の推進

- 県は、NPO等と協力して、マイアジェンダ登録など、県民や事業者等が日常生活や事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための自主的取組を登録・公表する制度を推進するものとする。
- 事業者及び県民は、事業所（ホテル、商店、娯楽施設などを含む）、公共施設、交通機関、家庭等で、適切な冷暖房温度の設定など、過剰なエネルギー消費の見直しやカーボンオフセットの取組に努めなければならない。

9 環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援

(1) 環境配慮技術の研究開発の促進

- 事業者や研究機関は、環境配慮技術の研究・開発及び利用に努めなければならない。
- 県は、事業者等による環境配慮技術の研究及び開発を支援するものとする。

(2) 温室効果ガス削減に貢献する活動に対する支援

- 県は、グリーン電力証書の発行者、ESCO事業者、エコドライブライセンスの発行者など、温室効果ガス削減に貢献する事業実施者等を登録（認証）し支援するものとする。
- 県は、金融機関等と協力して、一定の基準以上の環境配慮を行う事業者や、一定の基準以上の省エネルギー性能を備えた住宅等の建物の新築や改築に対して、低利融資等を実施するよう努めるものとする。

10 温暖化に関する普及啓発と環境教育

(1) 普及啓発活動の推進

- 県は、市町村、NPO、マスコミ等と連携して、地球温暖化に関して積極的に情報を提供するものとする。
- 県は、地球温暖化防止活動推進員等による優れた取組を評価し、市町村等と連携して、活動を支援するものとする。

(2) 環境教育の推進

- 県、市町村、教育機関、事業者、NPO等は、連携・協力して、事業者や県民への環境教育・環境学習の機会の確保に努めなければならない。
- 教育機関は、地域や事業者、NPO等と連携して、園児、児童、生徒、学生への環境教育・環境学習の実施に努めなければならない。
- 事業者は、従業員への環境教育・環境学習の実施に努めなければならない。

(3) 温暖化対策に関する顕彰

- 県は、地球温暖化対策に大きく貢献する技術や活動について、業績の公表や表彰を行うものとする。

11 推進体制・広域連携・その他

(1) 連携による温暖化対策の推進

- 県民、事業者、行政、NPO、地球温暖化防止活動推進員等は、連携・協力して、温暖化対策を推進するものとする。

(2) 他の自治体と連携した温暖化対策の推進

- 県は、神奈川県内だけの取組にとどまらず、他の自治体と連携して、効果的な地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

(3) 国際協力の推進

- 県、事業者、NPO等は、海外への地球温暖化対策に貢献する技術支援など、国際協力の推進に努めなければならない。